

議案第5号

朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例制定について  
朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

透明性の高い市政運営の推進、市政に対する市民の信頼の確保及び公益の増進を目的として、職員の倫理の保持及び法令等の遵守に関し必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、職員の倫理の保持及び法令等の遵守の推進のために必要な事項を定め、公正な職務の執行の確保に関し必要な措置を講ずることにより、透明性の高い市政運営の推進、市政に対する市民の信頼の確保及び公益の増進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号に規定する職に属する職員のうち市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 職員
  - イ 市との委託契約、請負契約その他の契約に基づき市の事務又は事業を行う者(以下「受託者」という。)並びにその役員及び当該事務又は事業に従事している者
  - ウ 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)並びにその役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者
  - エ 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。)で市に役務を提供する者
- (3) 法令等 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例、規則その他の規程をいう。
- (4) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- (5) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (6) 公益通報 職員等が、公益を守ることを目的として、次に掲げる市政運営上の事実(以下「通報対象事実」という。)が生じ、又は正に生じようとしている旨を朝来市公正職務推進委員会又は朝来市公正職務審査会に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で行うものを除く。
  - ア 法令等に違反する事実
  - イ 人の生命、身体、財産その他の利益若しくは環境に被害を発生させ、又はこれらに重大な影響を与えるおそれがある事実(アに掲げる事実を除く。)
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、職員としての倫理に著しく反する事実で公益を害するもの又は公正な職務の執行を妨げる事実
- (7) 要望等 職員以外の者が職員に対して行う市の事務又は事業若しくは当該職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為で職員の作為又は不作為を求めるものをいう。ただし、議会、説明会、公聴会等の公開の場でなされたもの、陳情書、請願書等の公式の書面(電磁的記録(電子的記録、電磁的記録その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。)によるものその他通常 of 適正な職務の執行に係るも

のであることが明らかであるものを除く。

(8) 不当要求行為 要望等のうち次に掲げる行為をいう。

ア 暴力行為等社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

イ 正当な理由なく、特定の者に対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為

ウ 著しく粗野、乱暴又は威圧的な言動により、職員に身の安全の不安を抱かせる行為

エ 正当な権利行使を装い、団体の威力を示す等の手段により、物品の購入又は金品若しくは権利の取得を不当に要求する行為

オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である行為

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務を執行するに当たっては、法令等を遵守するとともに、公益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

5 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、率先して前条に規定する職員の倫理原則を遵守するとともに、公正な職務の執行により、市政に対する市民の信頼を確保することに努めなければならない。

2 任命権者は、職員に対し、倫理原則が堅持されるよう、その公正な職務の執行に資するための啓発、研修を実施するとともに、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(管理職員の責務)

第5条 管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）は、その職責の重要性を自覚し、服務規律の徹底及び公正な職務の執行に当たり、自らその管理又は監督をする職員の模範となるよう行動しなければならない。

2 管理職員は、その管理又は監督をする職員の倫理の保持及び法令等の遵守の推進について適切な指導及び助言を行わなければならない。

(市民等の義務等)

第6条 市民は、この条例の目的を理解し、職員による公正な職務の執行について協力するよう努めるものとする。

2 何人も、職員に対し不当要求行為その他職員の公正な職務の執行を妨げるおそれのある行為をしてはならない。

(職員倫理規則)

第7条 市長は、第3条に規定する職員の倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理

の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「倫理規則」という。）を定めるものとする。

（贈与等の報告）

第8条 職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき、又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、これらの価額等を記載した贈与等報告書を、贈与等を受けた日又は報酬の支払を受けた日から14日以内に、任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による贈与等報告書の提出を受けたときは、朝来市公正職務審査会に対し、当該贈与等報告書の写しを送付しなければならない。

（贈与等報告書の保存及び閲覧）

第9条 任命権者は、前条第1項の規定により提出された贈与等報告書を受領した日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度末まで、これを保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、捜査その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとしてあらかじめ任命権者が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

（朝来市公正職務推進委員会の設置）

第10条 市における公正な職務の執行の確保の推進に関し組織的な対応を図るとともに、公正な職務の執行を損なう行為に係る調査を行うため、朝来市公正職務推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に規定する職員の倫理原則に係る啓発、指導及び相談に関すること。
- (2) 第14条第1項に規定する通報対象事実に係る調査に関すること。
- (3) 第24条第1項に規定する不当要求行為に係る調査に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めること。

3 委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（朝来市公正職務審査会の設置）

第11条 市における公正な職務の執行の確保の推進に係る調査及び審査（以下「審査等」という。）を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、朝来市公正職務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この条例の改廃（軽微なものを除く。）に際し意見を述べること。
- (2) 第8条第2項の規定により提出された贈与等報告書の内容に関して意見を述べること。
- (3) 第16条第1項に規定する通報対象事実に係る審査等に関すること。
- (4) 第24条第2項に規定する不当要求行為に係る審査等及び同条第3項に規定する当該審査等の結果に係る通知又は報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めること。

- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、職員の倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法令等に関し専門的知識を有する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたときも同様とする。
- 8 市長は、委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(公益通報)

第12条 職員等は、通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている場合は、委員会又は審査会に対し、公益通報をしなければならない。

- 2 公益通報は、原則として実名により、誠実に行うものとし、この制度を濫用してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、職員等は、匿名により公益通報をすることができる。この場合において、当該職員等は、当該公益通報の内容が事実であると信ずるに足りる相当の根拠を示さなければならない。

(公益通報者の保護)

第13条 市長及びその他の関係する任命権者（以下「市長等」という。）並びに受託者及び指定管理者（これらの者の役員を含む。第5項において同じ。）は、公益通報を行った職員等（以下「公益通報者」という。）に対し、当該公益通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

- 2 公益通報者は、公益通報を行ったことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときは、委員会又は審査会にその是正の申立てをすることができる。この場合において、公益通報者が公益通報をした以後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。
- 3 前項前段の規定により是正の申立てを受けた委員会又は審査会は、公益通報を理由として不利益な取扱いがされたと認めるときは、当該不利益な取扱いをした者に対し、原状回復その他の改善を勧告するものとする。
- 4 不利益な取扱いをした者が前項の規定による勧告に従わないときは、委員会又は審査会は、その事実を公表するものとする。
- 5 市長等並びに受託者及び指定管理者は、公益通報者を保護するため、公益通報者が特定されるおそれのある情報については、当該公益通報者の同意がなければ公開してはならない。

(委員会による通報対象事実の調査)

第14条 委員会は、第12条の規定により公益通報を受けたとき、又は第16条第2項の規定により調査の実施を求められたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、直ちに当該公益通報の内容についての調査を実施しなければならない。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなされたとき。
- (2) 公益通報の内容が通報対象事実には該当しないとき。
- (3) 公益通報の内容が不明確であり、公益通報者の説明によってもその事実が明らかでないとき。

かにならないとき。

- 2 委員会は、当該公益通報の内容に市長等又は委員会の委員が関与していると思料され、調査の公正な実施に支障を及ぼすと認めるときは、前項の規定にかかわらず、審査会に必要な審査等の実施を求めなければならない。
- 3 第1項の調査の対象となる者は、当該調査に協力するものとする。この場合において、職員については、正当な理由がある場合を除き、当該調査への協力を拒んではならず、及び当該協力をしたことによって知り得た秘密（前条第4項又は第17条第2項若しくは第3項の規定により公表された事実を除く。）を漏らしてはならない。
- 4 第1項の調査は、公益通報者及び調査に協力した者の秘密を保持し、知り得た個人情報保護の保護に留意するとともに、必要かつ相当と認められる方法により実施されなければならない。
- 5 委員会は、公益通報の内容が第1項各号のいずれかに該当すると認め同項の調査を実施しないこととしたとき（公益通報の内容が事実でないとき、及び公益通報に該当しないと判断するときを含む。）はその旨及びその理由を、通報対象事実があると認め同項の調査を行ったときはその旨及び調査の内容を、市長等及び審査会に報告しなければならない。

（通報対象事実に係る委員会の報告に伴う是正措置等）

第15条 市長等は、前条第5項の規定により通報対象事実がある旨の報告を受けたときは、直ちに当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のための必要な措置その他の適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。

（審査会による通報対象事実の審査等）

第16条 審査会は、第12条の規定により公益通報を受けたとき、又は第14条第2項の規定により審査等の実施を求められたときは、同条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、速やかに審査等を実施しなければならない。

- 2 審査会は、前項の審査等（第14条第2項の規定による求めにより実施するものを除く。）を実施する場合において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員会に必要な調査の実施を求めることができる。
- 3 第14条第3項から第5項までの規定は、審査会の審査等の実施について準用する。この場合において、これらの規定中「調査」とあるのは「審査等」と、同条第5項中「委員会」とあるのは「審査会」と、「市長等及び審査会に報告」とあるのは「市長等に報告し、又は通知」と読み替えるものとする。

- 4 審査会は、第14条第5項又は前条第2項の規定による報告を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら調査を実施し、又は市長等に是正措置等を講ずるよう勧告することができる。

(1) 調査を実施しないことが不相当と認めるとき。

(2) 調査の内容又は是正措置等の内容が不十分であると認めるとき。

（通報対象事実に係る審査会の通知等に伴う是正措置等）

第17条 市長等は、前条第3項の規定により準用する第14条第5項の規定により通報対象事実がある旨の通知を審査会から受けたとき、及び前条第4項の規定による勧告を受けたときは、直ちに事実の確認を行い、是正措置等を講じなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、速やかにその内容を審査会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長等が正当な理由がなく是正措置等を講じなかったときは、審査会は、当該報告等の内容を公表するものとする。

(公益通報をした者に対する通知)

第18条 委員会又は審査会は、公益通報者に対し、その取扱い(第14条第1項各号のいずれかに該当する等のため調査を実施しない場合を含む。)、調査又は審査等の結果を通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者及び通知を希望しない公益通報者については、この限りでない。

(要望等に対する基本原則)

第19条 職員は、市政運営に対する要望等の重要性を理解し、誠実かつ適切に対応しなければならない。

2 職員は、要望等が不当要求行為に該当すると認めるときは、これを拒否しなければならない。

(要望等の記録)

第20条 職員は、要望等を受けたときは、その内容を確認し、簡潔かつ正確に記録するものとする。この場合において、職員は、要望等を行った者(以下「要望者」という。)に対し、当該要望等の内容が公開又は公表の対象となることを教示するものとする。

2 職員は、前項前段の規定にかかわらず、要望等が次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を記録しないことができる。

(1) 公式又は公開の場において行われる要望等で、議事録その他これに類するものとして別に記録されるとき。

(2) 要望等の内容が単に事実、手続等に関する問合せ、苦情、意見等であることが明らかであると認められるとき。

(3) 要望等(前号に該当するものを除く。)を受けた場において用件が終了し、要望者に対し、改めて対応し、又は回答する必要がないとき。

(4) 公の施設又はこれに類する施設における利用者がその利用に関し日常的に行う要望等であるとき。

(5) 多数の者に職員が順次対応するような場合であって、要望等を記録することが困難であるとき、又は個別に記録する必要性が乏しいとき。

3 要望等を受けた場合において、その内容が不当要求行為に該当するかどうかを判断できないときは、その記録を委員会に提出しなければならない。

(確認の機会の付与等)

第21条 要望者は、職員に対し、前条第1項に規定する記録の内容について確認を求めることができる。この場合において、職員は、要望者に対し、当該記録を提示しなければならない。

2 要望者は、前項の確認の結果、記録されている事実と誤りがあり、又は事実でない内容が記録されていると思料するときは、当該記録の訂正を求めることができる。

(要望等の処理)

第22条 要望等は、規則で定めるところにより処理するものとする。

(不当要求行為への対応)

第23条 職員は、不当要求行為があったと認めるときは、これを拒否するとともに、その内容を記録し、直ちに上司及び所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により報告された行為の内容が不当要求行為に該当すると認めるときは、不当要求行為を行った者(以下「不当要求行為者」という。)に対し、当該不当要求行為に応じない旨を伝えるとともに、当該記録を委員会に提出しなければならない。

(不当要求行為の調査等)

第24条 委員会は、第20条第3項又は前条第2項の規定による記録の提出を受けたときは、直ちに調査を実施し、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものを除き、その結果を市長等及び審査会に報告しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに審査等を実施しなければならない。

3 審査会は、市長等に対し、前項の審査等の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは是正措置等についての意見を付して通知し、及び不当要求行為に該当しないと認めるときはその旨を報告するものとする。

(不当要求行為に係る審査会の通知等に伴う措置)

第25条 市長等は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、直ちに事実の確認を行うとともに、不当要求行為者に対し、是正措置等を講じなければならない。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じた場合において、当該不当要求行為者がこれに従わないとき、及びその後においても当該不当要求行為を継続して行うときは、当該不当要求行為者の氏名、当該不当要求行為の内容その他必要があると認める事項を公表することができる。

3 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、不当要求行為者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、公表することの適否について審査会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、不当要求行為者が市の競争入札の参加資格を有する事業者等であるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより指名停止その他必要な措置を講ずるものとする。

(違反行為の調査等)

第26条 市長等は、職員がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を行わなければならない。

2 市長等は、前項の調査を終了したときは、委員会及び審査会に対し、速やかに当該調査の結果を報告しなければならない。

3 市長等は、第1項の調査の結果、違反行為があったと認めるときは、その違反の程度に応じ、地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分その他必要な人事上の措置を講ずるものとする。

4 市長等は、前項の規定にかかわらず、委員会又は審査会の調査又は審査等により関係者の処分を行う場合において、公益通報者が通報対象事実に関与した者であるときは、当該公益通報者に対する処分の量定を軽減することができる。

5 懲戒処分の手続及び効果については、朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年朝来市条例第50号）の規定によるものとする。

(運用状況の公表)

第27条 市長は、毎年度、公益通報及び不当要求行為の件数並びにその概要を公表しなければならない。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(審査会の委員の任期の特例)



- 2 この条例の施行後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第11条第5項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

## 議案第5号資料

### 朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例逐条解説

#### (目的)

第1条 この条例は、職員の倫理の保持及び法令等の遵守の推進のために必要な事項を定め、公正な職務の執行の確保に関し必要な措置を講ずることにより、透明性の高い市政運営の推進、市政に対する市民の信頼の確保及び公益の増進を図ることを目的とする。

#### 【解説】

この条は、この条例の目的を明らかにするものです。

職員の公正な職務の執行の確保に関する理念については、朝来市自治基本条例第8条、第9条、第26条等に規定しており、職員は、この理念に基づいて倫理の保持及び法令等の遵守を旨として公正な職務を行うことにより、市政運営のプロセスの透明性を担保し、市政に対する市民の信頼の確保や公益(社会全体にとっての利益)の増進に当たらなければなりません。

この目的を達成するために、職員自らが保持すべき職務に係る倫理原則をはじめ、贈与等、公益通報及び不当要求への対応といった市政運営上の不正防止の措置とともに、参画と協働を進めるための市民からの要望等に関する適切な対応などの基本的事項を定めた本条例を制定するものです。

#### ●朝来市自治基本条例(抜粋)

##### (市長等の権限及び責務)

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

##### (職員の責務)

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。

##### (法令遵守及び公益通報)

第26条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号に規定する職に属する職員のうち市長、副市長及び教育長をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市との委託契約、請負契約その他の契約に基づき市の事務又は事業を行う者(以下「受託者」という。)並びにその役員及び当該事務又は事業に従事している者

- ウ 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）並びにその役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者
- エ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。）で市に役務を提供する者
- (3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則その他の規程をいう。
- (4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- (5) 任命権者 地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。
- (6) 公益通報 職員等が、公益を守ることを目的として、次に掲げる市政運営上の事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又は正に生じようとしている旨を朝来市公正職務推進委員会又は朝来市公正職務審査会に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で行うものを除く。
  - ア 法令等に違反する事実
  - イ 人の生命、身体、財産その他の利益若しくは環境に被害を発生させ、又はこれらに重大な影響を与えるおそれがある事実（アに掲げる事実を除く。）
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、職員としての倫理に著しく反する事実で公益を害するもの又は公正な職務の執行を妨げる事実
- (7) 要望等 職員以外の者が職員に対して行う市の事務又は事業若しくは当該職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為で職員の作為又は不作為を求めるものをいう。ただし、議会、説明会、公聴会等の公開の場でなされたもの、陳情書、請願書等の公式の書面（電磁的記録（電子的記録、電磁的記録その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）によるものその他通常適正な職務の執行に係るものであることが明らかであるものを除く。
- (8) 不当要求行為 要望等のうち次に掲げる行為をいう。
  - ア 暴力行為等社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
  - イ 正当な理由なく、特定の者に対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為
  - ウ 著しく粗野、乱暴又は威圧的な言動により、職員に身の安全の不安を抱かせる行為
  - エ 正当な権利行使を装い、団体の威力を示す等の手段により、物品の購入又は金品若しくは権利の取得を不当に要求する行為
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である行為

**【解説】**

この条は、この条例で使用する用語の定義を定めるものです。

第 1 号は「職員」の範囲を定めるもので、地方公務員法「第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員」とは、正規任用、臨時的任用の職員のほか、会計年度任用職員もその対象としています。特別職については、「同条第 3 項第 1 号」の常勤の職にある市長、副市長及び教育長を対象としています。

**●改正地方公務員法（抜粋）**

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)

(3)の2 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

第2号の「職員等」とは、公益通報を行うことができる者を指し、前号の職員のほか、市との委託契約等により市の事務事業を行う者や指定管理者はその役員・従業者も対象とし、派遣労働者として市に労務を提供する者もその範囲に含みます。これらの者は、公益通報を行うことによって不利益を受けることはありません。

第3号は「法令等」の範囲を定めるもので、同号中の「その他の規程」とは、市の機関が定める訓令、告示をいいます。

第4号は「事業者等」の範囲を定めており、個人又は法人その他の団体の別を問わず、また、公益法人等の営利目的でないものも対象としています。

第5号の「任命権者」とは、市長、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会等をいい、法令等に基づき、それぞれの部局の職員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する者を指します。

第6号の「公益通報」とは、市の事務事業を推進する上において、法令等違反や人の生命、身体等に被害を発生させる等の通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている場合に、そのことを知り得た職員等が市職員で組織する朝来市公正職務推進委員会又は市の附属機関である朝来市公正職務審査会に通報することをいい、不正の利益を得る目的や他人に損害を加える目的で行う通報、職員個人の公務外の非違行為に関する通報は対象とはなりません。

また、通報対象事実はア～ウに列挙するとおりですが、アの「法令等」には、公益通報者保護法別表に掲げる刑法、食品衛生法、金融商品取引法等のほか、市が処分又は勧告等の権限を有する事務に係る生活環境保全条例や空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例等を含みます。

第7号の「要望等」とは、市の事務事業に関し、職員以外の者が職員に対して行う要望、提言、提案その他これらに類する行為をいい、その内容が職員の作為を求めるものか否か、不正であるか否かは問いません。ただし、議会や説明会等でなされたものや、陳情書や請願書のように一定の事務手続にのっとった処理が必要なも

のについては対象外とします。

第8号の「不当要求行為」とは、前号の要望等のうち、暴力行為等の反社会的手段によってなされるもの、正当な理由なくなされるもの、威圧的な言動等によって職員に危機感を抱かせるもの、反社会的団体による機関紙の購入等を求めるもの等、職員に倫理違反又は法令等違反を求めることによってその要望の実現を図る不当な働きかけ等特定の者に有利又は不利となる取扱いを求める行為をいいます。

**(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)**

**第3条** 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務を執行するに当たっては、法令等を遵守するとともに、公益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

5 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

**【解説】**

地方公務員法では、第30条において、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことをサービスの根本基準として定め、さらに個別にサービスに関する諸規定を設けており、また、国家公務員に対しては、遵守すべき倫理原則・行動基準を掲げた国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程が定められています。

この条は、第1条の目的を達成するため、国家公務員関係法令に定められている事項について、市の職務を執行する上で職員に求められる倫理原則、行動の規範として定めるものです。

第1項から第3項までの規定は、倫理法第3条各項及び倫理規程第1条第1号から第3号までの規定に準じて規定するものです。

第4項は、倫理規程第1条第4号の規定の趣旨に、基本的な心構えとしての法令等の遵守を盛り込み規定するものです。遵守の対象を「法令等」とするのは、市の事務事業は法律や政令等のみならず、条例や規則、訓令や告示等の規定によって総合的に推進されるものであることから、これらの例規を含む用語を用います。

第5項は、倫理規程第1条第5号の規定に準じて規定するものです。

**●地方公務員法（抜粋）**

**(サービスの根本基準)**

**第30条** すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

法第6節中の他の条及びその概要は、以下のとおり。

第31条 サービスの宣誓

第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

第33条 信用失墜行為の禁止

第34条 秘密を守る義務

第 35 条	職務に専念する義務
第 36 条	政治的行為の制限
第 37 条	争議行為等の禁止
第 38 条	営利企業への従事等の制限

●国家公務員倫理法（抜粋）

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第 3 条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

●国家公務員倫理規程（抜粋）

（倫理行動規準）

第 1 条 職員（国家公務員倫理法（以下「法」という。）第 2 項条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）は、国家公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第 1 号から第 3 号までに掲げる法第 3 条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

（任命権者の責務）

第 4 条 任命権者は、率先して前条に規定する職員の倫理原則を遵守するとともに、公正な職務の執行により、市政に対する市民の信頼を確保することに努めなければならない。

2 任命権者は、職員に対し、倫理原則が堅持されるよう、その公正な職務の執行に資するための啓発、研修を実施するとともに、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

【解説】

この条は、任命権者が果たすべき責務を定めるものです。

第 1 項は、任命権者がその権限に基づき市政運営上の重要な方針を決定するなど、強い影響力を有することから、任命権者は、倫理の保持及び法令等の遵守について

職員にも増して強い自覚を持って公正な職務を推進し、市民の信頼確保に努める義務を有することを規定するものです。

第2項は、任命権者は市が定める研修計画等に基づく各種の研修や啓発を通じて職員の倫理原則が堅持されるよう取り組むとともに、公正な職務の執行のための体制として、公正職務推進委員会及び公正職務審査会並びに公正職務推進員の整備等必要な措置を講じることを規定するものです。

#### (管理職員の責務)

第5条 管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）は、その職責の重要性を自覚し、服務規律の徹底及び公正な職務の執行に当たり、自らその管理又は監督をする職員の模範となるよう行動しなければならない。

2 管理職員は、その管理又は監督をする職員の倫理の保持及び法令等の遵守の推進について適切な指導及び助言を行わなければならない。

#### 【解説】

この条は、公正な職務の執行の確保のために管理職員が果たすべき責務を定めるものです。

第1項は、管理職員は、自らの職責を自覚して公正な職務の執行に当たり、部下職員の模範となるよう行動しなければならないことを規定するものです。

第2項は、管理職員は、管理又は監督をする部下職員の日常の行動が倫理の保持と法令等遵守の推進を念頭に行われるよう、適切な指導と助言を行わなければならないことを規定するものです。

なお、この条中に規定する「管理職員」とは、朝来市職員の給与に関する条例第25条及び朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条の規定に基づき管理職手当を支給される職員を指します。

#### (市民等の義務等)

第6条 市民は、この条例の目的を理解し、職員による公正な職務の執行について協力するよう努めるものとする。

2 何人も、職員に対し不当要求行為その他職員の公正な職務の執行を妨げるおそれのある行為をしてはならない。

#### 【解説】

公正な職務の執行の確保には、職員等がその職責を果たすことに一義的な責務がありますが、その実現には、一方の当事者でもある市民等についても一定程度の義務等が求められることから、この条は、その市民等の義務等を定めるものです。

第1項は、職員の公正な職務執行に協力することを市民の努力義務として規定するとともに、第2項は、何人も自らの行為によって職員の公正な職務執行を妨げてはならない責務を規定しています。

なお、この条中に規定する「何人」とは、自然人、法人のほか、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを指します。

#### (職員倫理規則)

第7条 市長は、第3条に規定する職員の倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「倫理規則」という。）を定めるものとする。

#### 【解説】

この条は、第3条に規定する職員が遵守すべき職務に係る倫理原則が堅持され、

実効性のあるものとなるよう、この条例の施行に関する諸手続や附属機関の運営について定める施行規則とは別に、倫理の保持に関し必要な事項を定める倫理規則を整備することを定めるものです。

倫理規則では、市の事務事業に関し利害関係を有する者等との間の禁止行為、飲食をする場合の届出、講演等に関する規制等のほか、贈与等の報告の例外といった内容を定めています。

#### (贈与等の報告)

第8条 職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき、又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、これらの価額等を記載した贈与等報告書を、贈与等を受けた日又は報酬の支払を受けた日から14日以内に、任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による贈与等報告書の提出を受けたときは、朝来市公正職務審査会に対し、当該贈与等報告書の写しを送付しなければならない。

#### 【解説】

職員は、職務執行に関し市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならないことから、職員が事業者等から一定の経済的利益の供与を受けた場合には、その供与内容の妥当性、正当性を明らかにする必要があります。

この条は、職員が事業者等から一定の経済的利益の供与を受けた場合の報告義務を定めるものです。

第1項は、報告すべき場合を、事業者等から金銭等の贈与等や講演等を行ったことに対する報酬で規則で定めるものの支払を受けた場合とし、職員としての身分を有する者が、その価額が1件につき5,000円を超える贈与等又は報酬の支払を受けたときは、その日から14日以内にその概要を記載した贈与等報告書を任命権者に提出しなければならないことを規定しています。この場合の「1件」の解釈については、財産上の利益の供与又は供応接待が行われた回数を単位としますが、例えば接待が二次会を伴うような場合は、同一の目的で行われたものとして1件として取り扱うこととします。また、報酬については、どの事業者等からどのような名目で報酬を受けたのかを明らかにすることが目的であるため、その必要経費や源泉徴収税額等を差し引く前の数字を記載することとします。

第2項は、任命権者は、贈与等報告書が提出されたときは、その写しを公正職務審査会に提出しなければならないことを規定しています。また、任命権者から公正職務審査会への写しの送付については、提出期限の翌日から起算して30日以内にしなければならないことを規則で規定します。

#### (贈与等報告書の保存及び閲覧)

第9条 任命権者は、前条第1項の規定により提出された贈与等報告書を受領した日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度末まで、これを保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、捜査その他の公共の安全及び秩



序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとしてあらかじめ任命権者が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

【解説】

この条は、贈与等報告書の保存と閲覧について定めるものです。

第1項は、贈与等報告書の保存期間を当該報告書を受理した日の翌日から起算して5年目の年度末と規定しています。

第2項は、前条の規定により提出が義務付けられている贈与等報告書のうち、1件2万円を超えるものについては、何人でも閲覧請求ができることを規定しています。ただし、公開することによって、権利利益を侵害し、あるいは犯罪捜査等公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあると認められた部分については、閲覧の対象外とします。また、閲覧は、提出期限の翌日から起算して60日を経過した後に行うことができることを規則で規定します。

(朝来市公正職務推進委員会の設置)

第10条 市における公正な職務の執行の確保の推進に関し組織的な対応を図るとともに、公正な職務の執行を損なう行為に係る調査を行うため、朝来市公正職務推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に規定する職員の倫理原則に係る啓発、指導及び相談に関すること。
- (2) 第14条第1項に規定する通報対象事実に係る調査に関すること。
- (3) 第24条第1項に規定する不当要求行為に係る調査に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めること。

3 委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

倫理の保持及び法令等の遵守、適切な公益通報処理、不当要求行為へのき然とした対応については、その態様を十分把握し、組織的統一的な取組を進める必要があり、また、継続的な啓発や研修を通じた意識付けなども重要です。

この条は、こうした事項の適切な推進に当たるため、市職員による合議制の機関として朝来市公正職務推進委員会を設置し、その所掌事務等を定めるものです。

委員会の組織と運営については規則で定め、委員長に副市長を、委員には教育長、部長級職員等を充てます。委員会の会議は、公益通報者の保護や調査の公正さ、守秘義務の確保等の観点から非公開としますが、会議の内容が啓発や指導に関するものであって特段の秘匿性が求められないときや、委員長がその必要性を認めないときは、その全部又は一部を公開することができることとします。

また、規則では、各課等の公正な職務の執行の確保に関する事務の推進に当たるため、課等の長の職にある者を公正職務推進員に充て、所属職員への指揮監督、指導助言を行うこととする規定を設けます。

(朝来市公正職務審査会の設置)

第11条 市における公正な職務の執行の確保の推進に係る調査及び審査（以下「審査等」という。）を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、朝来市公正職務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この条例の改廃（軽微なものを除く。）に際し意見を述べること。

- (2) 第8条第2項の規定により提出された贈与等報告書の内容に関して意見を述べること。
  - (3) 第16条第1項に規定する通報対象事実に係る審査等に関すること。
  - (4) 第24条第2項に規定する不当要求行為に係る審査等及び同条第3項に規定する当該審査等の結果に係る通知又は報告に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めること。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
  - 4 委員は、職員の倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法令等に関し専門的知識を有する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
  - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 委員は、再任されることができる。
  - 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたときも同様とする。
  - 8 市長は、委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。
  - 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【解説】

この条は、市長の附属機関として、朝来市公正職務審査会を設けることを定めるものです。

公正な職務の執行の確保については、庁内組織として公正職務推進委員会を設けて事案の処理に当たりますが、これとは別に、学識経験を有する者等を登用した機関において調査や審査等を行うことにより、当該調査や審査等の実効性、信頼性、公正性を確保することを目的としています。

第1項は、附属機関としての設置を、第2項は、所掌事務として、公益通報や不当要求行為に関する審査等のほか、提出された贈与等報告書の内容やこの条例の改廃について意見を述べること等を規定しています。

第3項から第8項までは、それぞれ、委員の定数、委嘱の要件、任期、再任、守秘義務及び解嘱について規定しています。委員については、所掌事務が事案の違法性等の調査、審査といった高い専門性を求められることから、弁護士、会計士、司法書士等を予定し、公募による委員は置かないこととします。

第9項は、審査会の組織及び運営に関する規則委任の規定で、同規則において会長及び職務代理を置きます。また、審査会の会議については、取扱事務の性質上、秘密の保持を強く要求されるものであることから非公開としますが、その内容が条例の改廃であって秘密の保持が求められないときや、公開が適当であると会長が認め、会議においてそれが是認されたときは、会議の全部又は一部を公開することができることなどを定めます。

#### (公益通報)

第12条 職員等は、通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている場合は、委員会又は審査会に対し、公益通報をしなければならない。

2 公益通報は、原則として実名により、誠実に行うものとし、この制度を濫用してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、職員等は、匿名により公益通報をすることができる。この場合において、当該職員等は、当該公益通報の内容が事実であると信ずるに

足りる相当の根拠を示さなければならない。

【解説】

公益通報の目的は、不正行為等の防止、早期是正のための適正な措置を講じることにより、公務の公正な執行を確保することです。

この条は、職員等の公益通報義務と通報の窓口、通報の在り方等について定めるものです。

通報先は、委員会又は審査会のいずれかを選択できるようにしています。公益通報は、円滑な調査の実施と公益通報者の保護を確実なものとするため、実名による通報を原則としますが、通報内容が事実であることを信ずるに足りる相当の根拠を示すことができる場合は匿名でも可能としています。また、公益通報は、その結果によっては通報の対象となった者の権利を侵害する等の影響を及ぼすおそれもあることから、通報者は、誠実に行うものとし、濫用は認めないことを規定しています。

通報の方法は、規則で定める公益通報書によることとし、憶測による不正確な通報とならないよう、提出の際に通報の内容を客観的に説明できる資料等があれば、その添付を求めることとします。

なお、この条例で定める公益通報は、市職員等を対象とするいわゆる内部公益通報であり、通報対象事実について市が処分又は勧告等を行う権限を有する事業所の労働者からの公益通報（外部公益通報）は、現行の告示形式の要綱を全部改正することにより処理を行います。

（公益通報者の保護）

第13条 市長及びその他の関係する任命権者（以下「市長等」という。）並びに受託者及び指定管理者（これらの者の役員を含む。第5項において同じ。）は、公益通報を行った職員等（以下「公益通報者」という。）に対し、当該公益通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 公益通報者は、公益通報を行ったことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときは、委員会又は審査会にその是正の申立てをすることができる。この場合において、公益通報者が公益通報をした以後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。

3 前項前段の規定により是正の申立てを受けた委員会又は審査会は、公益通報を理由として不利益な取扱いがされたと認めるときは、当該不利益な取扱いをした者に対し、原状回復その他の改善を勧告するものとする。

4 不利益な取扱いをした者が前項の規定による勧告に従わないときは、委員会又は審査会は、その事実を公表するものとする。

5 市長等並びに受託者及び指定管理者は、公益通報者を保護するため、公益通報者が特定されるおそれのある情報については、当該公益通報者の同意がなければ公開してはならない。

【解説】

この条は、公益通報を行った職員等は、そのことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けることがなく、不利益な取扱いを受けた場合には、委員会又は審査会に対して是正の申立てをすることができること等を定めるものです。

第1項は保護に関する基本原則を規定し、第2項は是正の申立ての窓口を規定するものですが、同項後段の規定については、不利益な取扱いを受けたのが公益通報を行った後である場合は、公益通報を行ったことがその理由であると推定すること

とするため、その事実の存否を争う場合は、市長等、受託者及び指定管理者がそのことを立証しなければならないということを意味します。

なお、是正の申立ては、委員会又は審査会のいずれかに行うことができることとしていますが、不利益な取扱いが任命権者自らによって行われたとする場合は、公正さを確保する上で審査会への申立てが適当と解されます。また、通報者が市職員である場合は、但馬公平委員会に対し是正の申立てを行うことができます。

第3項は、不利益な取扱いがあった場合の委員会又は審査会による勧告について規定し、第4項は、不利益な取扱いをした者が是正勧告に従わないときの公表について規定しています。

第5項は、公益通報者の保護のための情報管理を規定するための規定で、同項中の「公益通報者が特定されるおそれのある情報」には、氏名や電話番号、メールアドレスなどのほか、所属や年齢、性別等の情報を含みます。

#### (委員会による通報対象事実の調査)

第14条 委員会は、第12条の規定により公益通報を受けたとき、又は第16条第2項の規定により調査の実施を求められたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、直ちに当該公益通報の内容についての調査を実施しなければならない。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなされたとき。
  - (2) 公益通報の内容が通報対象事実該当しないとき。
  - (3) 公益通報の内容が不明確であり、公益通報者の説明によってもその事実が明らかにならないとき。
- 2 委員会は、当該公益通報の内容に市長等又は委員会の委員が関与していると思料され、調査の公正な実施に支障を及ぼすと認めるときは、前項の規定にかかわらず、審査会に必要な審査等の実施を求めなければならない。
- 3 第1項の調査の対象となる者は、当該調査に協力するものとする。この場合において、職員については、正当な理由がある場合を除き、当該調査への協力を拒んではならず、及び当該協力をしたことによって知り得た秘密（前条第4項又は第17条第2項若しくは第3項の規定により公表された事実を除く。）を漏らしてはならない。
- 4 第1項の調査は、公益通報者及び調査に協力した者の秘密を保持し、知り得た個人情報の保護に留意するとともに、必要かつ相当と認められる方法により実施されなければならない。
- 5 委員会は、公益通報の内容が第1項各号のいずれかに該当すると認め同項の調査を実施しないこととしたとき（公益通報の内容が事実でないとき、及び公益通報に該当しないと判断するときを含む。）はその旨及びその理由を、通報対象事実があると認め同項の調査を行ったときはその旨及び調査の内容を、市長等及び審査会に報告しなければならない。

#### 【解説】

公益通報は、委員会及び審査会のいずれに対しても行うことができますが、この条は、委員会が公益通報を受けた場合の対応を定めるものです。

第1項は、委員会が通報を受けた場合は、直ちに調査を行うことを規定しています。各号は、対象事実があると認められないもの等調査の対象とならない事由を列挙しています。

第2項は、委員会による調査の公正性を担保するため、市長等や委員の関与が疑

われるときは、委員会による調査は行わず、審査会による調査及び審査に委ねることを規定しています。

第3項は、調査に対する関係者の協力と守秘義務を規定し、第4項は、委員会の調査が適切に行われること及び公益通報をした者等関係者の秘密の保持と情報保護について規定しています。

第5項は、調査の結果、通報対象事実があると認めるとき、及び通報対象事実がないと認めるときや通報対象事実該当しないと判断したときなどにおける市長等と審査会への報告義務を規定しています。

**(通報対象事実に係る委員会の報告に伴う是正措置等)**

第15条 市長等は、前条第5項の規定により通報対象事実がある旨の報告を受けたときは、直ちに当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のための必要な措置その他の適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。

**【解説】**

この条は、市長等が委員会から通報対象事実がある旨の報告を受けた場合の是正措置等の対応を定めるものです。

第1項は、市長等は、委員会の調査によって通報対象事実があるとの報告を受けたときは、直ちに必要な是正措置等を講ずる義務を有することを規定しています。

第2項は、市長等が是正措置等を講じたときは、その内容を審査会に報告することを義務付けています。

**(審査会による通報対象事実の審査等)**

第16条 審査会は、第12条の規定により公益通報を受けたとき、又は第14条第2項の規定により審査等の実施を求められたときは、同条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、速やかに審査等を実施しなければならない。

2 審査会は、前項の審査等（第14条第2項の規定による求めにより実施するものを除く。）を実施する場合において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員会に必要な調査の実施を求めることができる。

3 第14条第3項から第5項までの規定は、審査会の審査等の実施について準用する。この場合において、これらの規定中「調査」とあるのは「審査等」と、同条第5項中「委員会」とあるのは「審査会」と、「市長等及び審査会に報告」とあるのは「市長等に報告し、又は通知」と読み替えるものとする。

4 審査会は、第14条第5項又は前条第2項の規定による報告を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら調査を実施し、又は市長等に是正措置等を講ずるよう勧告することができる。

(1) 調査を実施しないことが不相当と認めるとき。

(2) 調査の内容又は是正措置等の内容が不十分であると認めるとき。

**【解説】**

この条は、公益通報が審査会に対して行われた場合に、審査会が実施する審査等について定めるものです。

第1項は、審査会が職員等から公益通報を受けたときや、委員会に対して行われた公益通報に市長等の関与が認められるとして委員会から回付されたときは、通報の対象となる事実がないと認められる場合を除き、速やかに審査等を実施すること

を規定しています。

第2項は、審査会は、受けた公益通報のうち委員会での調査が必要と判断するものについては、委員会に回付し、その調査の実施を求めることができることを規定しています。ただし、委員会が受けた公益通報であって市長等や委員会の委員が関与するとの判断から審査会での審査等に付された案件については、対象から除いています。

第3項は、審査会が審査等を実施する際には、その調査等に対する関係者の協力と守秘義務の遵守とともに審査会における適切な調査の実施、関係者の秘密保持、情報保護等が求められること、及び通報対象事実があると認めるときの是正措置等に関する市長等への通知、通報対象事実が存在しない等の場合の報告義務について、委員会と同様の制度運用がなされるよう、委員会におけるこれらの規定を審査会の審査等において準用することを規定しています。

第4項は、審査会の独立性を担保するとともに、公益通報の審査等に対する信頼性を確保するため、委員会の報告に対する審査会の調査の実施と、委員会の報告に基づき市長等が講じた是正措置等の内容が不十分な場合に、更なる是正措置等を講じるよう勧告できる権限を付与することを規定しています。

**(通報対象事実に係る審査会の通知等に伴う是正措置等)**

**第17条** 市長等は、前条第3項の規定により準用する第14条第5項の規定により通報対象事実がある旨の通知を審査会から受けたとき、及び前条第4項の規定による勧告を受けたときは、直ちに事実の確認を行い、是正措置等を講じなければならない。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、速やかにその内容を審査会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長等が正当な理由がなく是正措置等を講じなかったときは、審査会は、当該報告等の内容を公表するものとする。

**【解説】**

この条は、市長等が審査会から通報対象事実がある旨の通知等を受けた場合の是正措置等の対応を定めるものです。

第1項は、市長等は、審査会から、通報対象事実があるとの通知を受けたときや委員会が行った報告の内容とそれに基づき講じた是正措置等が不十分であるとして是正を求められたときは、直ちに事実確認の上、必要な措置を講じなければならないこと規定し、第2項は、講じた是正措置等の内容の審査会への報告と公表の義務を規定しています。

第3項は、市長等が審査会の報告等を尊重し遵守する仕組みを担保するため、正当な理由がないのに何等の是正措置等を講じなかった場合には、審査会はその概要を公表することを規定しています。どのような方法により公表するかは、審査会が決定することとします。

**(公益通報をした者に対する通知)**

**第18条** 委員会又は審査会は、公益通報者に対し、その取扱い（第14条第1項各号のいずれかに該当する等のため調査を実施しない場合を含む。）、調査又は審査等の結果を通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者及び通知を希望しない公益通報者については、この限りでない。

**【解説】**

この条は、委員会と審査会は、公益通報の受理・不受理及び調査や審査等の結果や通報内容にその事実がない、あるいは対象事実に該当しない等として調査を行わないこととした結果を、当該公益通報が匿名の者又は審査等の結果の通知を希望しない者により行われた場合を除き、当該公益通報者への通知義務を有することを定めるものです。

(要望等に対する基本原則)

第 19 条 職員は、市政運営に対する要望等の重要性を理解し、誠実かつ適切に対応しなければならない。

2 職員は、要望等が不当要求行為に該当すると認めるときは、これを拒否しなければならない。

【解説】

この条は、市に対して行われる要望、提言、提案等を受ける職員の姿勢に関する基本原則を定めるものです。

本市のまちづくりを進める上での基本原則として、市自治基本条例第3条第1号は「参画と協働の原則」を定め、また、第4条第1項には、市民は「まちづくりに参画する権利を有する」と規定していることから、市民の側からの積極的な取組を保証し、これらの要望等に対し、職員は適切に対処する義務があることを規定しています。

第2項は、要望等が公正な職務の執行の妨げとなる不当要求行為に該当するものであるときは、職員は、当然に拒否しなければならないことを規定しています。

●朝来市自治基本条例（抜粋）

(まちづくりの基本原則)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

- (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- (2)、(3) (略)

(市民の権利及び責務)

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(要望等の記録)

第 20 条 職員は、要望等を受けたときは、その内容を確認し、簡潔かつ正確に記録するものとする。この場合において、職員は、要望等を行った者（以下「要望者」という。）に対し、当該要望等の内容が公開又は公表の対象となることを教示するものとする。

2 職員は、前項前段の規定にかかわらず、要望等が次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を記録しないことができる。

- (1) 公式又は公開の場において行われる要望等で、議事録その他これに類するものとして別に記録されるとき。
- (2) 要望等の内容が単に事実、手続等に関する問合せ、苦情、意見等であることが明らかであると認められるとき。
- (3) 要望等（前号に該当するものを除く。）を受けた場において用件が終了し、要望者に対し、改めて対応し、又は回答する必要がないとき。
- (4) 公の施設又はこれに類する施設における利用者がその利用に関し日常的に行う要望等であるとき。

(5) 多数の者に職員が順次対応するような場合であって、要望等を記録することが困難であるとき、又は個別に記録する必要性が乏しいとき。

3 要望等を受けた場合において、その内容が不当要求行為に該当するかどうかを判断できないときは、その記録を委員会に提出しなければならない。

**【解説】**

この条は、要望等に対する取扱いの原則を定めるものです。

第1項は、要望等には多様な内容が含まれる可能性があることから、要望等を受けたときは、その内容に対して組織的かつ適切な対応が図れるよう、簡潔かつ正確に記録することを規定しています。また、職員が作成した記録は、文書管理上、公文書として取り扱うため、情報公開請求の対象となること、及び記録した要望等の概要は毎年度実施する公表の対象となることを、要望者に教示する必要があることを規定しています。

第2項は、要望等のうち、記録することを要しないものを列挙しています。

第3項は、受けた要望等が不当要求行為に該当するか否かを判断できないときは、トラブルの発生を未然に防ぐ観点から、委員会においてその判断を行うことを規定しています。不当要求行為は、要望等のうち暴力的あるいは威圧的な手段によって行われるものをいい、同様にその内容を記録することになりますが、その対応は第23条から第25条までの規定に定めるところによります。

なお、要望等に含まない陳情書や請願書等については、朝来市陳情等事務処理規程に定めるところにより処理を行います。

**(確認の機会の付与等)**

第21条 要望者は、職員に対し、前条第1項に規定する記録の内容について確認を求めることができる。この場合において、職員は、要望者に対し、当該記録を提示しなければならない。

2 要望者は、前項の確認の結果、記録されている事実と誤りがあり、又は事実でない内容が記録されていると思料するときは、当該記録の訂正を求めることができる。

**【解説】**

この条は、職員が記録した要望等の内容について、要望者に確認の機会を与えることを定めるものです。

第1項は、要望等は、記録の対象とされないものを除き全て簡潔かつ正確に記録され、その内容は第三者からの公開請求や年度末に行う概要の公表の対象となることから、記録の真正性を担保するため、要望者が当該記録の事実確認ができることを規定するものです。

第2項は、要望者は、確認をした記録の内容に事実誤認等があると思料する場合は、その訂正を請求することができることを規定しています。

**(要望等の処理)**

第22条 要望等は、規則で定めるところにより処理するものとする。

**【解説】**

この条は、要望等の処理手続を規則で定める旨を定めるものです。

規則では、要望等ごとの処理方針についての決裁、回答の方法及び回答を行わないものはその理由、守秘義務等を規定します。要望等の内容が不当要求に及ぶもの又はそのおそれがあるものは、委員会の判断を求めることとします。



(不当要求行為への対応)

第 23 条 職員は、不当要求行為があったと認めるときは、これを拒否するとともに、その内容を記録し、直ちに上司及び所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により報告された行為の内容が不当要求行為に該当すると認めるときは、不当要求行為を行った者（以下「不当要求行為者」という。）に対し、当該不当要求行為に応じない旨を伝えるとともに、当該記録を委員会に提出しなければならない。

【解説】

この条は、不当要求行為があった場合の職員及び所属長等が取るべき対応を定めるものです。

第1項は、職員は、不当要求はき然として拒否するとともに、他の要望等と同様にその内容を記録し、組織的な対応を行うため上司及び所属長に報告することを、第2項は、報告を受けた所属長がその内容を不当要求と認める場合には、是正措置等に関する適切な指示を仰ぐため、記録を委員会に提出することを規定しています。

(不当要求行為の調査等)

第 24 条 委員会は、第 20 条第 3 項又は前条第 2 項の規定による記録の提出を受けたときは、直ちに調査を実施し、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものを除き、その結果を市長等及び審査会に報告しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに審査等を実施しなければならない。

3 審査会は、市長等に対し、前項の審査等の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは是正措置等についての意見を付して通知し、及び不当要求行為に該当しないと認めるときはその旨を報告するものとする。

【解説】

この条は、委員会が管理職員等から不当要求行為（そのおそれがあるものを含みます。）があった旨の報告を受けたときの、委員会及び審査会の対応を定めるものです。

第1項は、委員会が報告を受けたときは、明らかに不当要求行為に該当しないものを除き、直ちに調査を実施し、その結果を市長等と審査会に報告することを、第2項は、委員会からの報告を受けた審査会は、速やかに審査等を行うことを規定しています。

第3項は、審査等の結果不当要求行為があったと認められるときは、審査会は市長等に対して是正措置等についての意見を付けて通知し、また、不当要求行為に該当しない場合については、その旨を報告することを規定しています。

(不当要求行為に係る審査会の通知等に伴う措置)

第 25 条 市長等は、前条第 3 項の規定による通知を受けたときは、直ちに事実の確認を行うとともに、不当要求行為者に対し、是正措置等を講じなければならない。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じた場合において、当該不当要求行為者がこれに従わないとき、及びその後においても当該不当要求行為を継続して行うときは、当該不当要求行為者の氏名、当該不当要求行為の内容その他必要があると認める事項を公表することができる。

- 3 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、不当要求行為者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、公表することの適否について審査会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、不当要求行為者が市の競争入札の参加資格を有する事業者等であるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより指名停止その他必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条は、審査会から是正措置等についての意見を付した通知を受けた場合に、市長等が取るべき措置を定めるものです。

第1項は、市長等は、審査会から是正措置等に関する通知を受けたときは、直ちに事実確認を行い、必要な措置を講ずることを規定しています。

第2項は、不当要求行為者が市長等の講じた是正措置等に従わず、その後も継続して不当要求行為を行うときは、その者の氏名等の公表ができることを規定するとともに、第3項では、当該公表に先立つ通知や意見陳述の機会の付与のほか、公表の適否に関する審査会への意見聴取を行い、慎重な運用を行うことを規定しています。

第4項は、不当要求行為者が市の競争入札参加資格者である場合の指名停止等市が講ずべき措置を規定しています。

(違反行為の調査等)

- 第26条 市長等は、職員がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為(以下「違反行為」という。)を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を行わなければならない。
- 2 市長等は、前項の調査を終了したときは、委員会及び審査会に対し、速やかに当該調査の結果を報告しなければならない。
  - 3 市長等は、第1項の調査の結果、違反行為があったと認めるときは、その違反の程度に応じ、地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分その他必要な人事上の措置を講ずるものとする。
  - 4 市長等は、前項の規定にかかわらず、委員会又は審査会の調査又は審査等により関係者の処分を行う場合において、公益通報者が通報対象事実に関与した者であるときは、当該公益通報者に対する処分の量定を軽減することができる。
  - 5 懲戒処分の手続及び効果については、朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成17年朝来市条例第50号)の規定によるものとする。

【解説】

この条は、職員がこの条例又は別に定める規則に違反したおそれがある場合の市長等の調査及びその結果の取扱い等について、国家公務員倫理法第24条、第30条及び第31条の規定に準じて定めるもので、委員会及び審査会に調査結果を報告するとともに、違反行為があった場合には懲戒処分等の人事上の措置を講ずることと規定しています。ただし、第4項において、通報対象事実に関与する者自らが不正を正すため公益通報を行った場合は、不祥事案の解決への寄与を一定程度認め、処分の量定を軽減することができるものとします。

懲戒処分の手続及び効果は、朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例によることとなりますが、処分の具体的内容は、関係法令等の規定及び朝来市職員の懲戒処分の基準を定める内規に基づき、その違反の程度に応じて決定することとなります。

なお、第2項の規定による報告については、任命権者に付与された違反行為に対

する懲戒処分権の行使に係るものであるため、第16条第4項の対象とはしません。

●国家公務員倫理法（抜粋）

（任命権者に対する調査の要求等）

第24条 審査会は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の調査について準用する。

（審査会による懲戒）

第30条 審査会は、第28条の調査を経て、必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている職員を懲戒手続に付することができる。

（調査終了及び懲戒処分の通知）

第31条 審査会は、第28条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を任命権者に通知するものとする。

（運用状況の公表）

第27条 市長は、毎年度、公益通報及び不当要求行為の件数並びにその概要を公表しなければならない。

【解説】

この条は、公正な職務の執行に関する取組の状況を明らかにするため、毎年度、公益通報及び不当要求行為の概要を公表することを定めるものです。公表の方法は、市掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等によることを規則で定めます。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条は、この条例の施行に関する細目については規則委任することを定めるもので、この条に基づく施行規則及び第9条の規定に基づく職員倫理規則の2本を制定します。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（審査会の委員の任期の特例）

2 この条例の施行後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第11条第5項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

【解説】

附則として、この条例の施行期日、審査会の委員の任期の特例を定めるものです。